

# 第 83 回和光市都市計画審議会

## 和光都市計画 変更概要

### (1) 生産緑地地区の変更 . . . . . 2

○ 生産緑地地区の追加指定・解除等による地区数の増加び面積の減少

変更前：144 地区 約 39.15 ha

- ↓ 地区数：4 地区 増加
- ↓ (追加指定：2 地区、分割による追加：2 地区)
- ↓ 面積：約 1.12 ha 減少

変更後：148 地区 約 38.03 ha

### (2) 和光市都市計画マスタープランの目標年次の延伸 . . . 4

○ 和光市都市計画マスタープランの目標年次の延伸

変更前目標年次：令和 2 年度（平成 3 2 年度）

- ↓ 目標年次の 1 年間延伸

変更後目標年次：令和 3 年度

## (1) 生産緑地地区の変更

### 【変更前の生産緑地地区】

144 地区 約 39.15ha

### 【変更理由】

- ①地区の一部を寄付により道路用地として受納【第 94 号】
- ②地区の一部を公園用地として買収【第 101-2 号】
- ③買取申出による行為制限の解除【第 101-1 号】【第 127 号】【第 128 号】【第 130 号】
- ④緑化推進のための新規指定【第 159 号】【第 160 号】

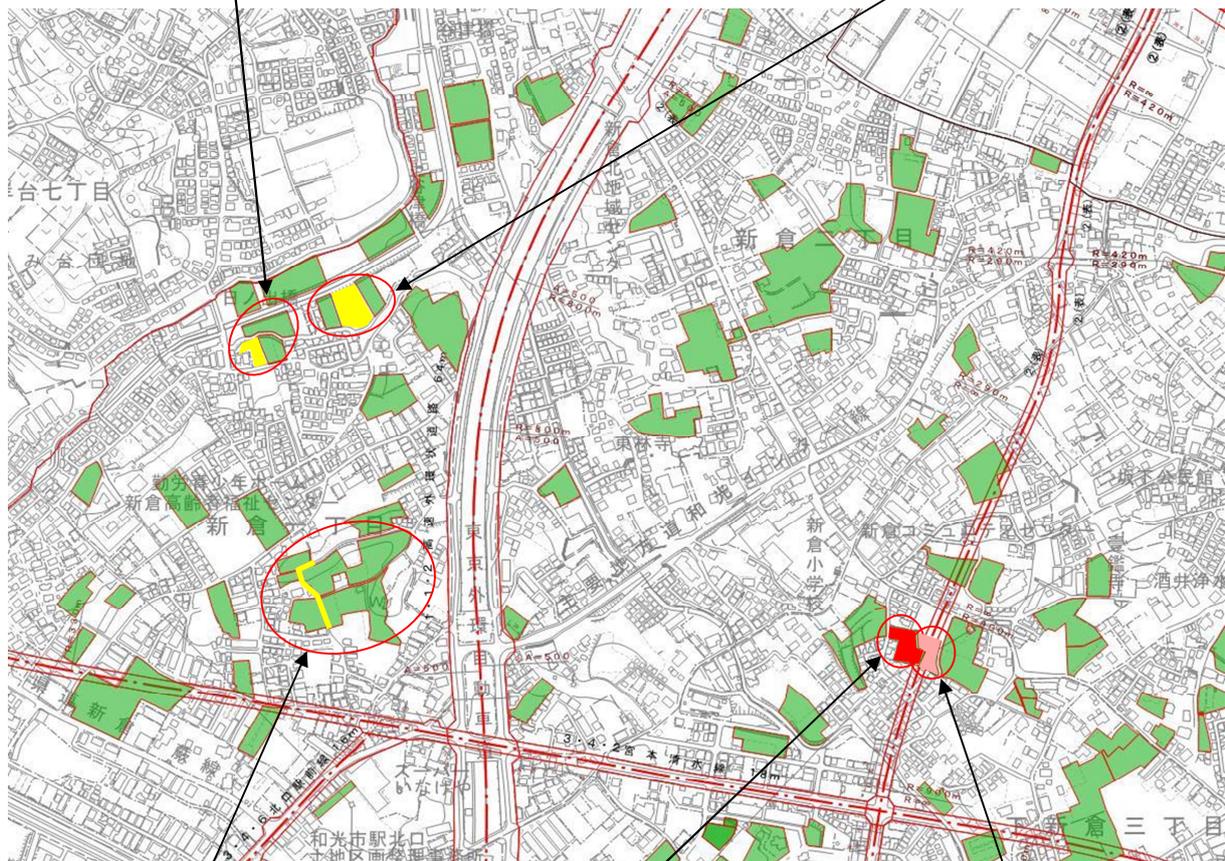
### <生産緑地図面 北側>

#### 【変更理由③】

第 101-1 号 : 約 0.22ha → 約 0.13ha

#### 【変更理由②】

第 101-2 号 : 約 0.38ha →  
0.08ha (第 101-2 号)、0.09ha (第 101-3 号)



#### 【変更理由①】

第 94 号 : 約 1.34ha → 約 1.30ha

#### 【変更理由④】

第 159 号 : 新規指定 → 約 0.14ha

#### 【変更理由④】

第 160 号 : 新規指定 → 約 0.08ha

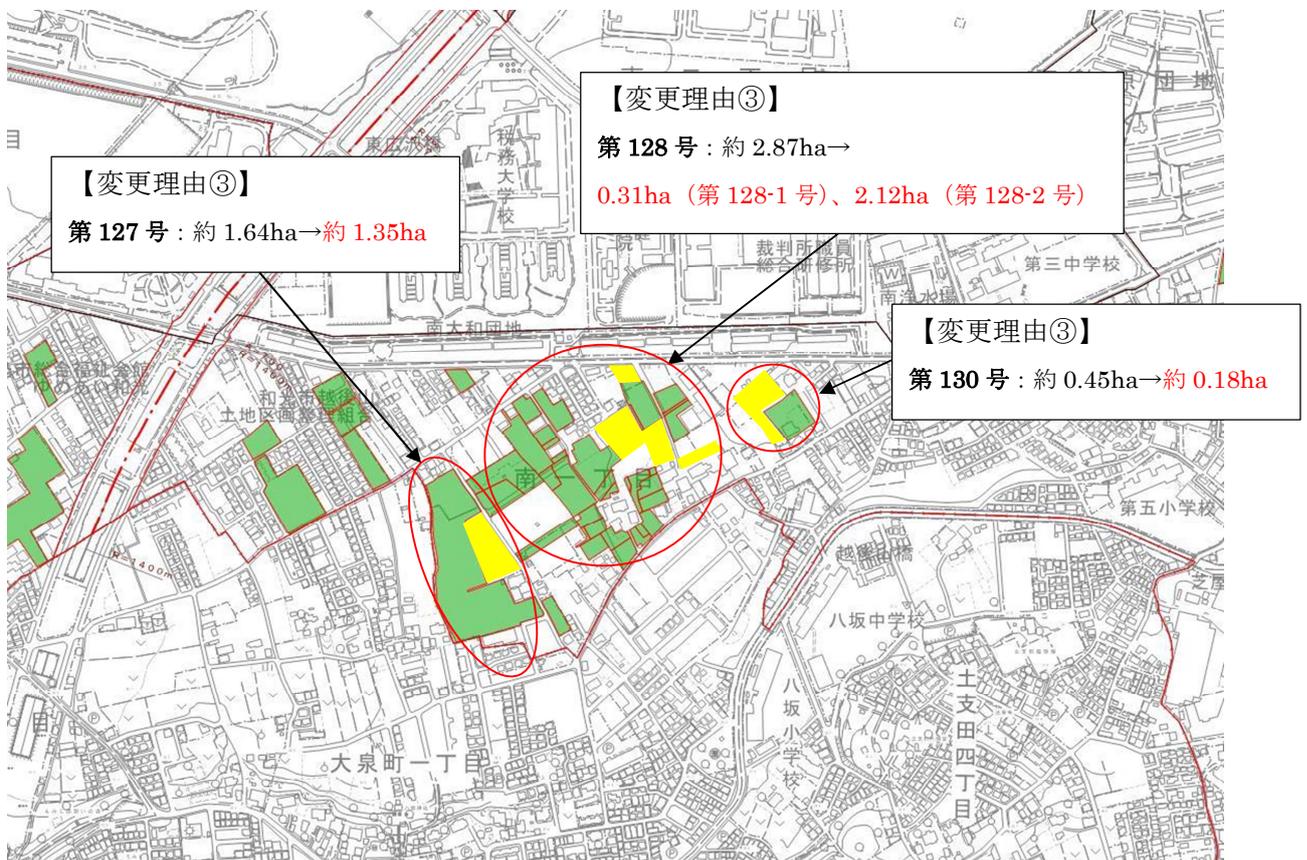
【変更前の生産緑地地区】

144 地区 約 39.15ha

【変更理由】

- ①地区の一部を寄付により道路用地として受納【第 94 号】
- ②地区の一部を公園用地として買収【第 101-2 号】
- ③買取申出による行為制限の解除【第 101-1 号】【第 127 号】【第 128 号】【第 130 号】
- ④緑化推進のための新規指定【第 159 号】【第 160 号】

<生産緑地図面 南側>



○今回の変更

- ・ 地区数 : 4 地区 増加 変更後の生産緑地地区  
(新規指定 2 地区、分割 2 地区) ⇒ **148 地区**
- ・ 面積 : 約 1.12ha 減 約 **38.03ha**

## (2) 和光市都市計画マスタープランの目標年次の延伸

「都市計画マスタープラン」は市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めており、上位計画である市の「総合振興計画」に即して策定するものであり、現計画である「都市計画マスタープラン」の目標年次は平成32年度（令和2年度）となっている。

一方、「第四次総合振興計画」の目標年次も平成32年度（令和2年度）となっており、両計画は同時期に次期計画策定を行う必要があるが、上下の関係性がある計画の同時期策定においては、正確に上位計画を反映できないとの課題があった。

そこで、課題解消として、上位計画である「第五次総合振興計画」により即した「都市計画マスタープラン」を策定するために、下図のとおり、次期マスタープラン策定の初期段階から第五次総合振興計画の内容を強く反映させるため、計画の策定開始を1年遅らせ、第五次総合振興計画の案が固まった段階で次期マスタープランの策定を開始するものです。また、計画の空白期間を生じさせないため、現「都市計画マスタープラン」の目標年次を1年延伸させるものです。

